

## <自転車通学>

### (1) 許可基準

遠距離通学者として、次の地区は自転車通学を認めています。

合志南小学校区の全部  
南ヶ丘小学校区の全部  
合志小学校区の一部（新古閑・新迫・日向・栄地区など2 km以上の地区）

※上記の地区以外の生徒で、家庭の事情等により自転車通学を希望する場合は、担任に相談し、特別許可願（色のついた用紙）の申請をする。その際、事情（部活動等）、距離、駐輪場の収容能力等を考慮した上で認められる場合は許可する。

### (2) 許可条件（自転車通学生遵守事項）

許可願を提出し、自転車通学許可を受けていること。

#### (ア) 道路交通法規に関する遵守事項

- ①二人乗り禁止      ②傘さし運転禁止      ③一般道路・歩道の並進禁止  
④無灯火運転禁止      ⑤信号遵守      ⑥一旦停止の遵守  
⑦一般道路で歩道等が無い場合は、原則として左側を通る。      ⑧徐行の励行

#### (イ) 本校自転車通学生を守る遵守事項

- ①安全のため、ヘルメットを着用する。（あご紐をあごの下にきちんと装着すること。）  
②安全たすきを着用する。  
③通学カバンは荷台に荷ひもでくくる。（重いものを前カゴにいれると転倒しやすくなります。）  
④自転車通学の許可を毎年受ける。（学年、組が変わるため）  
⑤ステッカー及び自転車管理維持のため、経費の一部を負担する。  
⑥ステッカーは自転車の後部に貼る。  
⑦自転車の整備はきちんとする。（ブレーキ・ライト・ベルなど）  
⑧自転車の改造はしない。（アップハンドル・荷台の変形など）  
⑨登校後は定められた位置に駐輪し、自転車にはカギをかける。  
⑩通学路は原則として、明るく、歩道がある、大きな道としています。  
⑪雨天時は雨合羽を着用する。（傘さし運転は法律で禁止）  
⑫教職員、警察、交通指導員、地域住民等の注意・指導に従う。



#### (ウ) 損害保険（対人・対物）の加入

- ①加害の場合の保険に入っていること  
②被害の場合の保険に入っていること

※①・②の掛金の指定等はありませんが、保険への加入が条件となります。

### (3) 上記の違反者は、1回につき3日間、自転車通学を禁止する。

(ア) ヘルメットのあごひもをかけていない・故意に危険な乗り方をする等の場合は、厳重に注意し、上記を含め、違反を繰り返す場合は、許可を停止または取り消します。

(イ) 違反時における3日間の自転車通学禁止は、地域等からの通報も同様に適用します。

自動車や、歩行者、他の自転車との接触事故が発生しています。  
ご家庭においても交通安全意識の向上のために、話し合いをお願いします。